

攝關家の大番役及び大番領の研究 (上)

牧 健 二

一、序言——二、大番園及び大番領——三、大番舎人の數——四、大番舎人の召集と上番——五、庄園の番頭制度——(以上本號)——六、大番舎人の職務及び之と武士との關係——七、舎人職及び舎人名——八、大番舎人の保護——九、殿下大番役及び大番領の起源の考察——十、餘言。攝關家大番領の領主、村落、舎人名、並に大番領庄園の崩壞過程に關しては、本文の外に「歴史と地理」に掲載すべき論文「攝關家大番領と和泉國大島庄」の參照を乞ふ。史料の蒐集に就て、文學士寺尾宏二、同池内義資、同清水三男の三氏の援助を受けたるを感謝す

一、序 言

庄園の研究は從來多くは寺領に就て行はれた。之は寺領に關する文書の利用が便利である關係に依るのだが、實際に於ても寺領は庄園の大部分を占めてゐたから、寺領の研究の重要なことは申す迄もない。併し庄園の本所には禁裏仙洞あり院宮神社あり權門勢家ありで、此等の庄園の生活が不明では困る。其中でも權勢家即ち公卿階級の所領と言ふのは、彼等が政治上社會上に有した地位から見ても彼等と其所領との關係を明かにすることが甚だ必要なのだが、從來まだ其方面に手がつけられてゐないのは惜むべきことだ。然るに私は近頃攝關家の所領に關して一箇の興味ある事實を發見した。それ

は王朝時代から建武中興の後までも存在した殿下大番領なる者と、其處から出した大番舍人に關する事實である。之を調べた結果、藤原氏が庄園を經濟的に利用した特殊の關係が知らるゝと共に、其消長によつて藤原氏の經濟的基礎の全貌を推察することも出来るやうに思つた。

さて大番役と言へば、人は直ちに鎌倉幕府の御家人が幕命を奉じて勤務した京都に於ける内裏大番役を聯想し、稍々遠く其沿革を考へても、僅に「少右記」天元五年三月十五日條に、中宮府の大番侍者と言ふ職名が在ることを指摘するに止めるが、實は藤原氏の本家である攝關家にありても、王朝時代から殿下大番役と稱する者があつた。然るに此大番役は京都守護の大番役などゝは性質の全く異なる者であるのみならず、攝關家領の中で大番領と定まつた庄園から此役に就く大番舍人なる者を出さしめたる本所役の一つであつた。殊に研究上興味深きは庄園關係の史料比較的乏しき王朝時代に於ても此慣習のことが相當詳細に知られ、鎌倉時代から南北朝にかけて大番領が崩れて行く過程なども、相當確實に之を知り得べき史料があるので、茲に此研究の一半總論的部分を發表する次第である。

殿下大番役に關する王朝時代の最も大切な史料としては、「兵範記」の紙背文書の中に斷片的な者が散見する。「兵範記」は藤原氏の家司として關白忠通や關白基實に仕へた兵部卿平信範の日記で、保元平治兩亂の時勢を探るが爲には第一等の史料なること人の知る所の如くであるが、今日幸にして近衛家と京都帝國大學とに分れて信範の自筆本の大部分が保存されて居る。此事に關しては曾て本誌に於

て今の京大教授西田直二郎博士が詳細なる考證を發表してゐらるゝ(一)。其考證にも見えるが茲に貴重なる者は、自筆本兵範記の紙背文書なる者で、信範が藤原氏の政所で家務を執つてゐた時の文書を裏返して使用されてゐる爲、元の文書なる者が又大に參考となる。平信範は保元の亂後新に氏長者關白忠通の御庄園奉行人を務め(二)、其次の關白基實の代にも政所に務めてゐた關係上、紙背文書の中には藤原氏の庄園の王期時代末期の状態を知り得べき史料が相當多く保存されて居るが、茲に此論文の爲に最も貴重なる大番役關係の古文書六通を存する。次に王朝時代の末から鎌倉時代を經過し、南北朝時代に及んで攝關家の大番領なる者の内部生活を窺ふ爲には、幸にして「田代文書」がある。和泉國に於ける殿下大番領の一つを存した大鳥庄(郷)に關して、大番舍人の有した土地や、舍人と地頭との關係、本所及び幕府と大番領との關係などを詳しく具體的に考へることの出来る材料である。以上二個の史料が殊に重要で、此論文はそれを骨子として成立する。が併し殿下大番役と大番領に關する斷片的な史料は、「醍醐寺雜事記」、「石清水文書」、「東福寺文書」、「玉葉」、及び「明月記」に見え、「近衛家所領目錄」と「執政所鈔」とは、此制度が藤原氏の所領と年中行事との中で如何なる位置を占めてゐたかを物語つてゐる。

二、大番國及び大番領

殿下大番役と言ふ名稱は、京都大學本兵範記仁安二年秋の卷の紙背文書たる、長寛二年七月の近江

國淺井西郡今西庄大番舍人等の陳狀の中に大番舍人の名が見え、年次の部分を缺くも略々之と同年頃と思はるゝ別の陳狀にて、近江國犬上東郡の大番舍人僧良命は、先祖以來の私領を以て大番負田となし、五十餘ケ年間「殿下大番役」を勤仕し來れる旨を述べてゐる。大番舍人の史料の初見は、現在の處「醍醐寺雜事記」に、久安七年三月九日宇治入道殿下即ち藤原忠實の使者である大番が醍醐寺に來り、大谷蓮藏院の爲に山地を檢注せんとしたとあるのが初である(三)。大番役と大番領とが攝關家に起つた由來の如きは直に之を知らしむる材料皆無だから、此制度をよく知つた上で周圍の狀況から判斷するの外はないので、最後の考察にゆづることゝし、先づ次の重要な一つの史料を端緒として、王朝時代の大番舍人を考へて見る。さて最も重要な史料と見るべき者は、近衛家本兵範記仁安二年冬の卷の紙背に、次に示すが如き大番舍人の人數帳の斷簡がある。現存の文書には之が點線の箇所前後となつてゐて、點線と點線との間の部分を缺いてゐるが、用紙連接の都合上生じたことで、内容を見るときは一列の文書なることが知られる。近衛家の原本に當つて見た。(一)内の考案は今加ふ。

高陽院方舍人當番支配

閏五月中

(旬番)カ

惣數三十四人半

國友

六人

見參五人
不參一人

攝津國司妨

國清

十六人

見參十四人
不參二人忠助申 中納言殿
院勢 宇治僧正御房

貞行 五人 已見參

安元 七人半 已見參

定 卅一人 不參三人

支配 十四人

知足院殿 十人

納殿 一人

細工所 一人 鴨居殿

御服所 一人

□(人)カ

下家司 一人

政所分 十七人

同下旬番 三十九人

松行 廿三人 見參十七人 不參六人 攝津國

行依 十一人 見參十人 不參一人 禁園

久松 五人 見參三人

(不參二人)カ

(定) 卅人カ

(不參九人)カ

支配	十四人		
政所分	十六人		
六月上旬	三十五人		
末弘	十一人		
行安	四人		
友包	一人		
鶴里	十六人	見參七人 不參九人	攝津國
貞包	三人	見參二人 不參一人	近江國司坊
定	廿五人		不參十人
支配	十四人		
政所分	十一人		
都合	二百六十八人		
近江	二百六人		
和泉	四十一人		
攝津	廿餘人(三ノ二)		

始め順序を逆にした寫本に接した時には、全く見當が付かなかつたが、種々研究の結果、之は平治元年の五月の中甸と下旬及び六月上旬の三甸に於て、藤原氏の長者關白基實カキの有せる高陽院領の所領

から、關白家政所の下命により番上せしむべき大番舍人の人數と其上番の状態とを表にして示し、最後の部分に大番舍人の總數を擧げてゐるもので、要するに殿下大番役の舍人々數帳なることが明白になつた。先づ之が平治元年の者たる所以は閏五月とあるからで、「兵範記」の筆者平信範が藤原家の家司であつて、此一聯の文書が作られ得た時代に五月が閏月であるのは、平治元年の外になく、加ふるに文中に知足院殿に舍人十人の配置とあるが、茲に知足院殿と言ふは藤原忠實であつて、彼は保元の亂後責を負ふて洛北の禪寺である知足院に屏居してゐたから、忠實を知足院禪定殿下と言ひ、彼が知足院に入つたのは保元々々八月で、其後死に至るまで此寺に居たことを思へば、此文書に見ゆる十人の舍人の配置が知足院殿に付せられたのは、平治元年のこと、見るの外なくなる。其故此舍人々數帳が平治元年のものたることは疑ふ餘地がない。又之が同年五月中旬以降三旬一ヶ月間に於ける高陽院方舍人の上番に關する者なることも明白だ。抑々此文に舍人とあるのが大番舍人なることは、此文の最後に近江、和泉、攝津の三國の名が見えるが、次に述べる如く、藤原氏は此三ヶ國を大番國と定めて、大番舍人を之より召集する慣例であつたのである。之を要するに此斷文は、平治元年に、殿下大番役を勤むべき舍人を、近江、和泉、攝津の三國より、慣例に従つて召集したときの人數帳の一部分であつて、六月上旬迄の記録の末尾に當り、恰も高陽院領の分が、五月中旬と下旬、六月上旬、都合三旬一ヶ月分見えてゐるのである。だから先づ始に此史料を主たる材料にして、攝關家の大番領と

大番舍人の人數等を考證する。

さて藤原氏の有した多數の所領の中で、大番役を負擔して舍人を出すべき所と定められてゐた所領は、近江、和泉、攝津の三ヶ國にあつた。前示の斷文に恰も此三ヶ國が見えるのは決して偶然ではないのである。三ヶ國以外からは舍人を採らなかつた。大番舍人に關する史料はどれを見ても、此三ヶ國以外から採つた例がないのみならず、建久五年十月廿一日に作製された「近衛家所領目録」の終の方に「一 大番國々 攝津國 和泉國 近江國 已上政所沙汰」とありて、此三ヶ國を大番國としてゐたことが知られる。それは史料の示す限りでは王朝時代から定まつてゐたことで、後世まで變らなかつた。そして大番舍人を出す國を大番國と言つたやうに、大番舍人を出した所領を大番領と言つた。「田代文書」に殿下御方大番領とか高陽院方大番領などあるのは、和泉國大鳥庄(郷)に於ける大番舍人を出した所領であつた。又此文書に和泉國大番領とありて、殿下御方及び高陽院方の大番領は和泉國の中で一定の所領だけが其れと定まつてゐたことが知られる。近江攝津二國でも同様であつたに相違ない。其故に右の三ヶ國を以て大番國と定めたと言ふことは、三ヶ國で藤原氏が本家となり大番領たることに定まつてゐた所領から出す本家役に大番舍人を出さしめたことを言ふのである。曾て知足院入道忠實が保元の初鳥羽院に寄進した庄園の預所とならんかとの勅意をうけたとき、彼は毅然として累祖大織冠以來微臣に至るまで數十代の間身攝籙の任にありて、未だ領家の職に補せられて田舍を知行

したことはありませんので、家の瑕瑾にもなる故、敢て御受け申すことは出来ませんと奉答せしだけあつて(五)、藤原氏は庄園に對しては常に本家(本所)となり、最高の領主權を有してゐたのであるが、其本家役に所領から夫役や物資を出さしむるに就ては、土地の状況に従はしむることは恰も令制の課役に於けると同様の者があつた。延喜主計式上の編で見ると諸國には課して調庸中男作物をとるのを法としたが、畿内では調のみをとる制となつてゐるのは畿内の百姓は毎年十日間京都へ出て歳役に就くと言ふ賦役令の法があつたからであるが、藤原氏でも之に類したことを行つてゐた。土地の遠近や物産の種類などを考へ其地の状況に應じて、或は人夫に出でしめ或は物品を出さしめて、本家である藤原氏の殿舎の修築や恒例臨時の經營等の爲に奉仕せしめた。固より獨り藤原氏のみ此類のことを行つたのではなく、多くの庄園を有する本家領家で同様にやつてゐたが、「兵範記」などを見ると容易に此間の事情が察せられる。爰に大番舍人なる者は百姓が京に出で、藤原氏の爲に十日間の雜役を勤めたのであるから、恰も右に言へる十日間の歳役に似た者で、官はそれを畿内の百姓をして勤めしめたやうに、藤原氏でも近江和泉攝津の三ヶ國に大番領を置き、其處から大番舍人を出さしめると言ふ制度にしたのである。藤原氏の所領は畿内では山城大和河内にもあつたが、山城は膝下の國だから臨時の雜用の爲に領民を使ふことも多かるべく、大和は興福寺と言ふ氏寺があると言ふ關係があるし、河内國には藤原氏の所領が少かつた(六)と言つたやうな理由から、此等の國々から舍人を出さしめずし

て、前記の三ヶ國を大番國にしてゐたのだらう。尤も三國內の凡ての所領が大番舍人のみを出すのではなく、大番領と定まつた所領から出したのであり、又前記の「近衛家所領目録」によると、「一 主殿攝津國 政所沙汰」とある故、藤原氏の主殿所舍人(七)を攝津國から出した。

茲に諸國に散布してゐた藤原氏の所領は、其成立の由來により某殿領某院領等の形で呼ばれ、藤原氏は其本家であつて、本家政所に於ける庄園事務の取扱方が斯様な領の部類で行はれてゐたやうである。大番役の舍人の賦課法の如きは領別であつたことが、前示の斷文によつて推定し得られる。藤原氏の所領が京極殿領、知足院殿新立庄、高陽院領、冷泉院領、大泉宮領、其他種々名義をもつた所領から成つてゐたことは、「近衛家所領目録」の如きを見ると殊に判然と知られることであるが、右の三ヶ國の大番國でも亦此等の名義の庄園郷保が藤原氏の所領となつてゐた。少しく其由緒を探ると、京極殿領は藤原忠實の祖父の京極大殿藤原師實の知行してゐた所領を言ひ、有名な宇治關白頼通が有した莫大な所領から平等院領の分を除いた殘部である(八)。知足院殿新立庄とは藤原忠實が新に設立した藤原氏の所領を言ひ、彼が關白在任中に時人の寄進に任せて家領の庄園を作つて、元永二年には上野國だけでも五千町に及び、院より御尋ねを蒙つた程であるから(九)、此新立庄なる者が相當多かつたことは想像に餘りがある。次に高陽院領は鳥羽上皇の皇后泰子の所領であつた者だ。藤原忠實の女の泰子は長承二年鳥羽上皇の皇宮に入り、翌年皇后となり、保延五年以來高陽院と言ふ院號を許され

てゐるが、いつの頃に於てか忠實は彼の養女四條宮(後冷泉院妻后)から相續してゐた所領を此の高陽院泰子に譲つた。従つて其田數は巨額に上つてゐたが、久壽二年に泰子が崩すると、高陽院泰子の所領が凡て攝關家に歸屬することゝなつて、氏長者相傳の所領となつた者が、即ち高陽院領なるものである。以上の三者は平安朝の末以來藤原氏の所領の中で殊に重要な者であつた。

藤原氏の大番舍人は、近江和泉攝津の三ヶ國に於ける此等の所領の中で大番領であつた所から徴られた筈であるが、茲に比較的明白に知られるのは高陽院領から出さるべき舍人の數である。今前示の人數表の斷片を見ると高陽院方舍人とあるが、之は高陽院に上番すべき舍人の義ではない。若しそうならば此舍人の勤むべき場所が政所や下家司ではなくて院廳や院司でなくてはならぬ。文中に政所や下家司が見えるのは勿論關白家の政所や下家司に上番することを言つたのである。高陽院方舍人といふのは、和泉國大島庄に就て前に一例を示したるが如き高陽院方大番領から奉仕する大番舍人であつた。「東福寺文書」を見ると建長二年十一月の藤原道家の總處分狀には、前攝政兼經に譲つた所領の中に、「大番舍人 女院方半分三箇國 八田庄半分」とあり、大番舍人の残りの半分は右大臣忠家に譲られたが、茲に女院方半分三箇國とあるのは、攝關家の大番國三ヶ國から出すべき大番舍人の中の女院領より當時出すべかりし分の半數を指したる者なること、之を以て八田庄半分の大番舍人と言ふのに並列せしめたことに依つて明白である。高陽院方舍人と言ふのも、畢竟高陽院領の名義ある藤原氏の

所領から出すべき大番舍人であつたと解するの外はない。そして彼の斷片には會々高陽院方舍人なる者のみを載せてゐるけれども、大番の三國には平治の時代に於て高陽院領の外に京極殿領知足院殿新立庄などがあつたことは明白なのだから、右の斷文の始の方に此等の庄園から出す大番舍人のことが見えてゐたであらうことも亦、最後の舍人總數なる者を見て容易に首肯し得べきことである。

更に立ち入つて高陽院領を考ふるに、藤原忠實には忠通と頼長との二男があつたが、忠實は次子頼長の才を愛し、久安六年九月遂に長子關白忠通の氏長者權を奪つて、弟の左大臣頼長に授けた。併し忠通は其後も依然として關白を續け、且鳥羽上皇の寵を受けてゐて、かの忠實頼長の二人は上皇及び忠通と和せず、遂に保元の亂を起すことゝなつたが、其結果は上皇及び忠通の勝利に歸したから、茲に朝廷は新例を開いて左大臣頼長の有する藤原氏の長者權を奪つて關白忠通に與へられた(一〇)。同時に又、頼長が支配して來た氏長者の世襲所領が凡て忠通に移ることになつたが、保元元年七月廿日に忠實から忠通に渡された氏長者傳領の所領目録の中には、右の高陽院領も載せられてゐた(一一)。其故に此年から僅に三年目である平治元年に大番舍人が召集されたとき、時の氏長者であつた關白藤原基實は、高陽院領たる大番領からも之をとり得たことは疑ふ餘地なく、さればこそ上記の如き人數帳を見たのである。建久五年の「近衛家所領目録」には高陽院領として、攝津國に四ヶ所、和泉國に二ヶ所、近江國に三ヶ所の所領の名が見える。併し此内の何處に大番領があつたか明かでない。大番國を別記

にした此目録の書き方では此以外の所にも大番領があつたのかも知れぬ。「田代文書」を見ると、右の目録になき和泉國大鳥郷の中にて少くとも王朝時代の末承安三年以後に攝關家大番領ありしこと明白であり、正和四年五月の乘圓陳狀に至ると、殿下御方舍人と高陽院御方舍人とがあつて其頃には大鳥庄(卿)に殿下と高陽院との二方の大番領が在つたが、高陽院御方大番領の雜掌は關白家の舉狀を得て武家に訴へてゐるから(二)、關白家が高陽院に對しても本所であると言ふ關係のあつたことが知られる。但攝關家大番役と高陽院方大番領との内部關係は之以上のことを明かになし難い。

三、大番舍人の數

前項に掲げた平治元年の舍人々數帳を材料にして、其時の大番舍人の大數を計ることは出來ぬであらうか。かの斷文から、(1)高陽院領から上番する舍人に關して、平治元年の五月中旬下旬と六月上旬の三旬の數が判るし、(2)大番國の近江和泉播磨の三ヶ國から出した總舍人數が知れる。只惜むらくは此總數は高陽院方舍人のみであるやら、何程の期間に於ける人數であるやら其邊が全く不明である。併し彼此考へ合せると大番舍人の總數が略々推量されるかに考へる。

先づ高陽院領から上る舍人に就ては、平治元年五月中旬に三十四人半、同下旬に三十九人、六月上旬に三十五人と定めて之を召集したのである。此事は三ヶ國の高陽院領から毎日三十五人乃至四十人位の舍人が上番して、十日間勤務の上、次の舍人と交替すべきものとなつてゐたことを語る。尤も之

は政所から召集された人数で、實際に於て上番した人数は種々の故障に妨げられて之よりも少く、五月中旬は三十一人半、同下旬は三十人、六月上旬は二十五人が、上番して勤務に就いた實數で、表には之が「定」とあり他は不參者であつた。高陽院方舍人の一ヶ月分の状態が之で判る。次に此表の結末に三ヶ國からの大番舍人の總數と覺しき者が見える。其總數二百六十八人で、内約は近江國二百六人、和泉國四十一人、攝津國廿餘人であつた。先づ此數が或る期間に於ける大番舍人の總數であつたことは斷定を妨らぬ。此場合の三國は大番國の三國であるし、大番舍人以外の者を混入して計上したとも思はれない。次に此二百六十八人と言ふ數は、召集された舍人數ではなく、其中から不參者若干を除いた者で、文中に「定」と見える者の總和だと思ふ。其は攝津國の分が廿餘人とあつて、正確な數になつてゐないことから知られる。何となれば此表にある高陽院領の舍人を見ると、攝津國では、國友六人、松行廿三人、鶴里十六人の三つがありたることは、夫々に就て不參一人攝津國司妨、不參六人攝津國、不參九人攝津國となつてゐることによつて明白であるが、此分の召集數合計は四十五人となり不參者合計は十六人となり、差引廿九人が攝津國の見參者となる。尤も之は高陽院領の分であり、又註に不參者が攝津國とあるから明白な分で、實は攝津國から此以外に舍人をとつてゐても、現に此表の中に其れがあつても不明なのかも知らぬと言ふ疑問も起され得るやうだが、然るに實際に於ては之が攝津國から出した大番舍人の總數であつた。其事は表の末尾の總數が攝津國廿餘人とあるので知ら

れる。之は右の廿九人と對比して考へらるべき數だ。實に之が廿餘人とあつて特に正確な數で書かれてゐない所を注意すべきだ。かの總數二百六十八人から近江國二百六人と和泉國四十一人とを減すると、攝津國は廿一人となるべきに拘らず、之を廿餘人となしたのは相當の理由のあることに相違がない。卑見では、此表を見て直に判る如く、播磨國では此時に國司の妨害等の爲に舍人の上洛に支障を生じ易かつたから、前述の廿九人の中にも實は更に不參者があつたやうで、表に見えた見參者を合計すると三ヶ國の舍人見參者の總數を二百六十八人と計上せざるを得なかつたが、其れでは攝津國の分が前後で廿九人と廿一人との差を生じ辻褄が合はないので、茲に攝津國を廿餘人となし其數を正確に言ひ得なかつたのだらうと思ふ。固よりかく言ふに就ては、此年の此時期に播磨國から召された舍人は高陽院領のみであつたと考へてゐる譯である。之に反し近江國の二百六人と云ふが如き多數の舍人は、之を獨り高陽院領のみから出たと見るのは恐らくは不當であつて、他領の庄園から召された者も含めた者と思はざるを得ない。此表の解釋としては此以上の方法を見出さぬ。

然らば如何なる期間に於て、何れの領から、此總數二百六十八人の舍人が上番したかと言ふことが次の問題となるが、此問題は五月中旬から六月上旬までの一ヶ月間の高陽院方舍人の上番者八十六人を除いて、殘餘の百八十二人が、如何なる期間に、何領から、上つたかを知ればよいのである。處で此百八十二人は高陽院領一ヶ月分八十二人の約二倍となるから、二ヶ月分の舍人に相當すると言ふことにな

るのは疑の餘地がない。従つて此残りの二ヶ月分の舍人が、平治元年の何月の第何旬から二ヶ月間、何領から出た者であるか、問題となる次第である。之を考定するのは相當困難な問題であるが、思ふに此殘餘の二ヶ月分には高陽院方の舍人を含まないであらう。右の表にも高陽院方舍人と言ふ見出しで書き始めてゐる處を見ると、高陽院領の分はこれだけだと言つた意味が明白に此文字の上に窺はれる。もし此表で其前の方にも高陽院方舍人があつて其續きが現存してゐるのだとすると、特に高陽院方として然も五月中旬からと言ふ様な中途邊の書き出しとなつてゐるのが奇である。故に之は高陽院方の分は凡てこゝに見え、他の二ヶ月分は他領から出たのである、例へば京極殿領や、知足院殿新立庄などから出た者だと言はざるを得ない。そして前に「田代文書」の和泉國大鳥庄について一言したやうに、殿下御方大番領と高陽院方大番領とが併立し、後者の雜掌は關白家の御教書を得て舉狀となして武家に訴訟すると言ふ有様であり、且又藤原氏でも高陽院御庄々なる者を氏者の長傳來所領と區別してゐた事實(一三)を合せ考ふるとき、京極殿領や知足院殿新立庄などから出る舍人は、單に殿下御方舍人と言ふ様になつてゐたものと考へる。

次に解決を要することは、此殘餘の二ヶ月分と言ふのは、五月中旬以後表に見える通りに高陽院方舍人が上番した一ヶ月間に於て、之と相併んで、即ち相共に、他領から出た數であるか、——或は別に彼の五月中旬以前に遡つて、二ヶ月間他領から出た數であるか、二者の何れであつたかを決定せねば

ならぬ。此決定の仕方如何で殿下大番役舍人の總數に差を生ずる。彼と此とで實に三對一の差を生ずることになる。然るに茲に注意すべきは、傍證によれば、藤原氏の政所の舍人のみをとつて見ても、其數が五十人を下らなかつたことが明白だ。仁平二年八月廿八日藤原忠實は鳥羽上皇の御五十歳の賀を祝したが、此時京洛及び附近の五十ヶ寺に於て誦經の儀を行つた。各寺に宛てゝは諸大夫諸司官人を派遣したのだが、各派遣使に對して政所舍人一人宛を差副へたのである(二四)。此五十人の政所舍人は如何にして出來た者がか一つの疑問となるが、攝關家政所の舍人が之だけであつたとも思へぬ。寧ろ此數を超えてゐたに相違なからう。其中には番上の舍人でなく常勤の舍人もあつたであらうが、茲にかの大番舍人でも政所に奉仕すると定まつてゐた者は、之れ亦政所舍人に相違なく、右の五十人には此種の大番舍人を含むであらうことを疑ひ得ぬ。然るに政所舍人が五十人以上にもなるが爲には、三ヶ國の大番舍人の中で政所分として配置された者が相當に多數加はらねばならぬことは、舍人々數帳の斷簡に見ゆる所では、高陽院方舍人上番人の中で、政所に勤めた分が五月中旬十七人同下旬十六人六月上旬十一人と言ふ状態であり、政所分でない他所に割當てられた者を總計しても、總數三十人乃至五十人の者が毎日勤番してゐた數であつた。即ち此三十人乃至五十人を政所の管掌(沙汰)によつて勤番に就いてゐた者だと言ふ意味で凡てを政所舍人だと言つてゐたにしても、——但それは無理なことだ——なほかの仁平二年の五十人の舍人には及び難い位である。況んや平治元年と異なり

仁平二年は高陽院泰子の崩じた久壽二年の三年前で、高陽院領はまだ泰子の許にあつて藤原氏の所領ではなかつたのだから、右の表の割合で行くと、大番舎人の數は之より餘程——恐らく三分の一位も——少かつた筈である。それでゐて政所舎人が五十人以上だつたとすると、高陽院領を加へた後の平治元年の舎人の數は、其れに比例して加はつて來たにしても減じた筈は無からうから、此等の事を考へると結局、かの斷文末尾の二百六十八人は三ヶ月分ではなくて、五月中旬下旬と六月上旬との一ヶ月分の總數だと考へざるを得ない。之を一ヶ月分即ち三旬分の總數と見て、各旬の上番舎人の數は九十八位となる。之が毎日勤務してゐた舎人の數で、不參者を見積ると、毎月召集された大番舎人の總數は、大凡百人乃至百二十人位であつたであらう。

之を要するに大番舎人の人數表は斷片しか残つてゐないが、右の如き考證の結果として、此表の原形では高陽院方舎人の外に、京極殿領や知足院殿新立庄などから出る大番舎人が、共に五月中旬と下旬及び六月上旬の三旬に割當てられてゐたと思はれるし、高陽院方舎人が表の最後になつてゐて、其れが現存する部分であらうと思ふ。

以上の考證を纏めると次の三箇の結論に達する。王朝時代の末期、正確には平治元年に於て、藤原氏長者の大番役の爲に、

- (1) 大番舎人が旬日交替の制に依り、毎旬凡そ百人乃至百二十人召集されたが、其中から凡そ七割

乃至九割の舍人が無事に上番した。

(2) 大番舍人は大番國と定まつてゐた近江和泉攝津の三國の大番領から召された。

(3) 三國には京極殿領、知足院殿新立庄、高陽院領や其他の名を有する家領があつたが、其等から出る大番舍人は殿下御方舍人と高陽院方舍人との二個の名義に分れてゐたやうである。

大番舍人の賦課と土地との關係については、なほ後の舍人名の項で觸れる所がある。

右は平安朝末の状態である。鎌倉時代になると之より悪くなりこそすれ善くはならなかつたから、藤原氏の全盛時代の大番舍人を之で知りうる。大番舍人を知ることが藤原氏の政所の組織と活動との下層的部分を知る所以である。鎌倉時代になつて變つたことの一つは、藤原氏の大番舍人が相續分家等により分割されたと思はるゝことで、前に一言せし建長二年十一月の藤原道家の總處分狀を見ると大番舍人の幾分が前攝政兼經と右大臣忠家に分與されてゐる。

四、大番舍人の召集と上番

攝關家の大番舍人が京都から召集されて上番した過程も略々之を知り得る。其れは殿下政所で舍人の事務を執り、京には大番の番頭があり、政所の命令で番内の舍人を何人かづゝ上番させた。

先づ殿下政所は攝關家領の庄園等に關する財務は凡て此處で行ふたのだから、庄園等所領の賦役の一つである大番舍人を此處で取扱つたのは當然であるが、屢々引用する「近衛家所領目錄」にも、大番

國々は政所沙汰となつてゐる。此本家政所から命をうけて大番舍人の上番の事を管掌した者を番頭と言つたことに就ては、攝關家の政所の年中行事を書いた「執政所鈔」の八月御所宛事の條に、御所——こゝに御所は攝關家政所——に對して庄々から魚貝菓子を進せしめる慣例を記したる中に、「和泉攝津近江國之舍人主殿所等、宛魚貝召之、爲例無令懈怠、年預下家司成下文、召仰番頭等、不令懈之」と見える。茲に番頭等とは責任を以て年貢課役の徴收の實務に當つた者を言ひ、年預下家司とは攝關家政所の年預を勤むる下家司である（一五）。和泉攝津近江三ヶ國の大番舍人と攝津國の主殿所舍人とに對して、八月に魚貝を上納せしめるが爲には、先づ政所の年預下家司が下文に署判して、番頭等に下命して上納を怠ることのないやう責任をもたしめたのである。この慣習がいつ頃に成立したか王朝時代から既にあつたことと思ふが、殿下大番役舍人の召集の如きも、凡そ之と同様の手續であつたことを疑はぬ。此等の國々の大番舍人から魚貝を出さしめる手續と言ふ者は、又同一の大番舍人をして京都に上番せしめるが爲の召集手續と一致すると思はざるを得ないからである。

「執政所鈔」に言ふ右の番頭は同書の四月吉田祭事の條を参照すると、庄番頭に對する京番頭なる名義を有し京都には大番舍人催促等の受持事務の爲に一の番頭制度があつた者と思はるゝけれども（一六）、爰に和泉攝津の大番領に庄の番頭制があつたことは、「田代文書」寛喜三年八月一日の關東御教書は、和泉攝津近江三箇國の大番舍人に關して六波羅に指令を下したる内に、「抑攝津國守護代押取番

頭。友清後家番。米。四十石事、相尋子細、事實者、早可糺返」とありて、攝津國の番頭の一例が見え、貞和三年七月和泉國大鳥庄上條地頭田代了賢の重陳狀には、同庄に番頭ありしことが見える。而して此大番領の番頭が鎌倉時代から在つたことも明白な事實である。併し乍ら何れの大番領にも番頭制度があつたと言ふ證據は擧げにくい。寧ろ番頭設置の慣例から見て凡ての大番領にあつたとは言ひ難い。前述の舍人々數帳に、國友六人、國清十六人、貞行五人、安元七人半などゝ見えたる舍人の人數の上なる固有名詞の如きも京番頭の名であつたと言ふべく、大番領庄園の番頭の名では無かつたと解せられる。其理由は京番頭が大番舍人催促の下文を受けて其召集の責任を有したとすると、此表には責任ある番頭の名を表はすのが自然であるし、庄園から舍人を出したことを表す爲なら慣習上は庄の名が番頭の名よりも適當である。王朝時代の、少くとも茲に言ふ平治元年頃には、大番舍人の上番の爲には大番の京番頭が一定數の舍人を上番せしむることを掌ると言ふ慣例が成立してゐて、其れが後に至るまで慣例となつてゐたと信せざるを得ない。「執政所鈔」を參考すると斯様に考へらるゝ。

かくて大番舍人の召集の爲には京に大番の番頭があつて事務を行ひし者で、之が舍人帳の斷片に見られる。そして庄園では庄園の番頭が舍人の上番を督促した所もあつたと解せられる。庄園制度なる者は元來本家領家等領主權者の搾取的關係を基礎として成立せる者である。其爲に最も大切なのは年貢公事夫役等の徵課方法であるが、其方法の一つとして設けられた者が番頭制度である。即ち庄内の

田地を番に組み、各番に番頭を置き、番内の年貢課役の上納等の事を職務として行はしめた。番は凡ての庄園に置かれたとは限らぬ。置かれなかつた所も多かつた。殊に今論する所の攝關家の大番領では舍人が少い所では舍人の爲に番頭を置く慣例は無かつただらうと思ふ。其代りに大番の京番頭を置き大番舍人のことを掌らしめた。其實際の状態を知るが爲の史料を缺くが、他の方面の史料からして大體の推定を下すことは不可能ではない。即ち之に類した慣例を他の方面で見出しうる。例へば番制のある庄園で夫役を課する場合に、庄園の公文が作つた注進狀の書式の典型は、「儒林拾要」に次の者が示されてある(一七)。

注進 山田御庄柚入人夫員數事

合

金剛丸番五人 則包番八人 貞國番七人 吉包番十人 安國番八人

右注進如件

元暦元年二月十八日

公文 姓

之と同文の者が「雜筆要集」の第五十六號書式にも見える(一八)。但それには始めの二ヶ番は此通りにして、他は余番准之とあるから、恐らく「儒林拾要」の書式の方が古いのだらう。そは兎も角として番制を設けて人夫を徵發する慣行が王朝時代の末に成立してゐて、一般的のものであつたことは之でも

知りうる。此場合各番の番頭が人夫徴發の實務に就て責任を有したのに相違ないが、右の例で公文が注進狀を書いてゐるのでも明白なやうに、本所との關係は、本所の政所と庄園の政所との間に生じたのである。今茲に大番舍人に關しては、特に京番頭と言ふ者ありて其受持區域があり、政所の下文は先づ之に向つて發せられると如何になつたか。恐らく京番頭では舍人の少い所では直接に指定したであらう。併し大番領の保司を大番保司と言つた例があるから（八ノ二）、大番舍人の催促命令を大番保司や大番保司と言ふが如き者に下し、大番領の政所では公文から番頭に通告し、番頭は之を奉じて一定の舍人を出すことにした所もあつたであらう。このことは恰も東大寺領伊賀國黒田庄では承久二年以後下司が番頭を選任することになつたと言ふやうな、下司と番頭との密接な關係とよく一致する。併し乍ら別に説くが如くに舍人職は舍人株と言つたやうな者となつてゐたから、其株を有する者の間で上番すべき順序が慣習的に定まつてゐて、當番になつた者が上番の舍人となるべく、大番の京番頭の手許では、今度は何れの庄からは何某を舍人に出さすとか、何人の舍人を出さすとか言ふことが定まつてゐたに相違ない。之には番帳の如き者を作り、順番をつけて上番せしめたること、此時代に各所で行はれた他の類の番制なる者を見ると、疑ふの餘地はない。

京番頭の前掲の舍人表で言へば、平治元年五月中旬高陽院領から出すべかりし舍人は、京番頭の名従つて京に設けられた番の名によつて之を言へば、國友が番頭である國友番から六人、國清が番頭で

ある國清番から十六人、真行が番頭である真行番から五人、と言ふ様に夫々の番から、政所下文で指定されただけの數の大番舍人を出すことになつてゐた。

當番の舍人は期日迄に上洛して先づ攝關家の政所に出頭すべきである。田舎から來た舍人の世話は受持の京番頭がやつた筈だ。前示の人數帳に見參とあるは恐らく政所への出頭を稱して「見參」と言ひ、出頭せざる者を「不參」と言つたのだらう。かの人數帳には舍人の見參と不參との人數が書き上げられて居る。不參者の數は比較的多く見えるが一々不參せし理由を載せてゐる（一九）。其理由には、國司の妨害の爲に上洛できなかつた場合があるが、王朝時代には國衙領と庄園とが對立した形となつてゐて、國司は庄園の設立を承認せないこともあり、又は雜事免除の庄園に立ち入つて人夫を徵發したり公事物を出させたりすることがあつて、其爲に國衙と庄園との間に争を生ずることは乏しくなかつたから、攝關家領は特に有利な立場にありたりとは言へ、國司の妨害の爲に大番舍人の上洛が妨害さるゝことは、決して稀ではなかつたであらう。降つて武家時代となると、武士の妨害を蒙つたことは言ふ迄もなく、攝關家大番領に對して本補地頭なる者は無かつたが、承久役後は新補地頭が置かれたから、其以來地頭の侵害甚しく舍人疲弊して上番は漸次紊れるやうになつた。

五、京と庄園の番頭制度

右述ぶる如く大番舍人は京番頭では勿論のこと。大番領でも番から舍人を出したことがあるやうだ

から、比較研究の爲に、史料の存在せる庄園の番と番頭の制度に就て見ることは、大番領の番頭を知るが爲にも、京に於る大番の番頭を考へるが爲にも必要なことである。

鎌倉時代及び其後の史料に依ると、番の組織は庄々によつて相違があつたやうである。東大寺領大山庄では、後に例示するやうに番を呼ぶに一番二番三番と數字を冠して呼び、各番の田數は略々相等しかつた。各番には番頭が一人宛見える。松尾社領の丹波國雀部庄は十二の番から成り、各番は略々等しき田數から成つてゐた。其番領を總稱するときは十二番頭と言つた(二〇)。高野山領荒河庄にも十番頭なる者があつた(二〇ノ一)。同寺領鞆淵庄には正長年代に番頭十二人であつた(二〇ノ二)。而して前項に掲げた「儒林拾要」の書式に見えてゐる場合にも、各番の田數に大差のなかつたことが知られるが、彼にありては番をよぶに人名を以てしてゐる。人名は即ち番頭の人名であつて、一番二番三番など數號で言ふ時でも、亦之を番頭の名で呼ぶ慣例があつたであらう。然るに高野山領和泉國近木庄に至ると、上番、神前番、馬郡番、中番を設けて之を四箇番と稱し、番名が地名で定まつて居り、番の田數は四十町乃至六十町であつて、番内に里があつた程廣い區域を占めてゐた(二一)。又寺領志富田庄を見ると、番頭が東西二人であつたから、東西の二大番に分れてゐたことが知られる(二二)。かくの如くであつたから、攝關家の大番領に番制が行はれてゐたことはあつても、番の大小並に名稱などは諸庄によつて必ずしも一樣でなかつたであらう。

次に京の大番の番に關して番頭の名を舍人々數帳に擧げてゐる所を見ると、番を呼ぶに京番頭の名を以て言ひ、例へば國友番とか國清番などと言つてゐたやうで、次に示す貞包番の考證は之を援助する者と思はれるが、番の名稱に拘泥する必要はなかるべく、只かの表で知りうる所は番頭の名のみであると思へばよい。尙ほかの斷文を見て知らるゝことだが、各番から出す舍人の數は甚だ不同だ。多きは二十三人に及ぶが、少きは數人で、最も少きは僅に一人である。月と旬により配當の關係もあらうけれども、番によつて此程大なる舍人數の異同を見たことの原因は、所により大に舍人の數を異にしたと言ふ事情によつたものであらう。後に舍人名の項で詳述するが、舍人を出す名田の大きさに不同があつて、殊に近江國と他の二國とは相違があつたやうである。近江國では舍人名の大きさ略々一定して居たのに對し、他の二國では不同であつたやうだ。

更に番に本番と子番との制を設けた所もあつた。兵範記紙背文書仁安二年秋の卷の分には、次の如き訴狀がある。近衛家の原本に就て檢べたが、之は京番頭を考へるが爲に重要な史料だ。

清原貞包解 申請 殿下政所裁事

請被特蒙 鴻恩、任傍例致其沙汰、爲大番舍人^{(人)カ}有限貞包番子舍人恒清、身稱有指雜怠、

不^{(申)カ}事由、恣令禁固其身、悉行過料、蒞取作麥、^{(領)カ}所領田島等、爲上西門院保定使、

令押妨不^{(盡)カ}子細愁狀、

右於大番舍人之身者、誤雖有過怠、私無令禁固、況至于所領田畠者、輒無領掌他人之儀、而重身適乍爲大番舍人、今俄稱上西門院(保)□追補、令禁固有限舍人恒清之身、責取過料、苟取之後、動領田畠、又以爲彼保定使、令押妨恒清之身者、既以令責亡了、誠所行之企未曾濫行也、若付此訴無其沙汰者、傍輩積習大番役歟、望請鴻恩、於重包之身者爲向後(?)□罪科、至于定使押妨田畠者、又任傍例被收公、爲令勤仕番役、言上如件、以解。

長寛二年八月

清原(貞包)□□

此訴狀は大番領の百姓が他の侵害をうけたと言つて殿下政所の保護を求めた者で、内容は其點で面白いから、後に大番舍人の保護の項に於て此文書を再び利用するであらうが、茲に番頭制度の史料として注意を要する者は、番子舍人なる者が見えることである。前掲の舍人々數表中の貞包を以て、此文書の清原貞包に當ると思ふのであるが、其點も説明を要する。其には先づ番子とは何であるか。番と番子とは如何なる關係にある者だかを明かにしなければならぬ。此點に就ては他に大番舍人に關する史料が見當らないが、茲に東寺領丹波國大山庄の田數名寄帳なる者を見るに、番、番子、番頭の三者の關係がよくわかる。其れは庄園の田地に就て設けられてゐた者である。此名寄帳の原文は頗る長文だから、此處には其始の部分と終の部分とを摘記するに、(二三)

(端裏書)

名寄帳付番頭
至德三丙寅

注進 大山庄田數名寄帳事

合

①番 シハノ 平内大夫分

一段上 内作、二段上 心蓮分、一段上 聖脱僧分、一段中 覺圓分、一反 シハノ平

内大夫分、二段上 給田敬音法橋分、二反 給田職掌、二段 給田職分但堂免、二反五 執行分、一段

廿中一反 吉次入道分、一反中 覺圓分善勝僧、廿五代 小行事分、一反 西田井上

本宮内分今者恒延内、

以上一町七段

①番①子分

三段廿五上一反中一反廿、五西田井一反 古河分、廿五上 與一分 古河、一段 執行分古河、一反下

給田定眞分天神、庄司分 一段 小行事分道圖分、一反 職掌刑事分、一段 執行分長安寺

納所、二段卅下二反 中卅 サトノ平内分、

以上一町一段卅

(以下七番迄略之)

惣都合田數十九町九段廿代

右、注進如件

至徳三季二月 日

公文法橋 在判

之を見て判ることは、此時の東寺領大山庄は總田數が十九町九段二十代であつたが、之を七箇の番に分ち、各番が番頭分の番と番子分とより成ることゝした。各番は此引用に見るやうに、數多の作田から成つてゐて、作田の持主には僧侶もあれば百姓もあり、僧職の給田もあれば寺の分もあると言ふ状態である。其中には番頭分もあつた。此名寄帳は始に付番頭とあつて、番とのみある分には番頭が附記せられてゐるが、番の最大なるは六番の二町三反五であり、最小なるは四番の一町一反である。之に對して番子分には番頭の附記なくして、最大は四番の一町六反廿代であり、最小は六番の八段で番の方と相反してゐる。其故兩方を合せると、各番略々同じ位の田數と作人とを有することになつてゐた。寡聞にして番子とは如何なる者だか之を知る爲の史料をまだ見當てないけれども、思ふに番子とは番頭に對して言ふ名ではなくして、番に附屬した番子であつたのであらう。其故に番には番頭があるが、番子には番頭がない。番の方は番頭の名を冠して呼ぶが、番子も若し名を冠するとすると、矢張右の番頭の名を冠したものだらうと思はれる。例へば番とのみあるは番の本體であり、番子とあるは番の子體であつたと言へやう。大山庄の例では一般に番の田數が番子のそれよりも多いのである。番子の發生に就て一の許され得べき推定としては、本來は作田を番に組んでゐたところ、土地の開拓

が次第に進むとき、番が子を持ちたるにも比喩して、此等新墾の田地のグループを番子と言つたのであらうと思ふ。従つて番頭は元來は番の番頭なのだが、子番に對しても番頭となると言ふ關係を生じたのである。番内の作田を大山庄に就て見るに、同一人の作田又は給田が、番と番子との各所に散在したのもあるが、成るべくは同一の番又は番子の中に集まつて居た。

さて右は庄園に於ける番と番子とであるが、番と番子の名稱と制度は庄園の制度とは限らず、一般に之に類する者が有つたのではなからうか。例へば大番舍人に關する京番頭の制の如きも、本番に對して子番即ち番子を生ずると言ふ様なことがあつたであらうと思ふ。之に關して初の長寛二年の清原貞包の訴狀を顧みるに、文中に貞包番子舍人恒清とあるのが大切だ。貞包番子と言ふのは、右の場合にあてはめて考へると、貞包が番頭となつてゐる番子である。番子は本番に對する子番の義である。貞包は別に貞包が番頭である本番を有した、恐らく貞包番と呼びなす慣例でもあつたであらうか。之に對して子番即ち番子があつて、彼は之の番頭をも兼ねてゐて、この番子を貞包番子と言つたのである。従つて貞包番子舍人恒清と言ふのは、貞包を番頭とせる子番の舍人なのだが、さて茲に貞包番とも言ふべき者は大番領に於ける番か。舍人恒清は貞包を番頭とせる番子に屬する田地の百姓であつたか。否か。否、余はかの訴狀の形式等を考へた結果貞包を京番頭の一人だと思ふ。貞包は京番頭であり恒清は彼の番子舍人の一人であつたが恒清が不法に侵害を受けたと言ふので、番頭の貞包が政所に訴

へ出で、保護を求めたのが、かの訴狀の出された理由である。即ち殿下大番役の制度から言ふと京番頭は番（又は番子）の内から本家政所へ出す舍人について責任を負ふたが、彼は番（又は番子）の舍人に對しては、舍人の身體財産並に田地の安全の爲に留意し、其が侵害をうけた時には、救済の爲に盡力すべき地位にあつたと言はねばならぬ。さて此貞包の訴狀の書かれた長寛二年八月は平治元年六月から僅に五ヶ年の後であり、貞包は大番舍人の保護の任に當つて居り、且其舍人は彼の番子の組織に屬した舍人であつたことを考へると、平治元年の大番舍人々數帳の中に見える六月上旬三十五人の中の貞包三人とある貞包は、正しく右の清原貞包であつたと推定して差支へなからう。訴狀に見ゆる所では番子所在の庄園の名を載せず、且番頭が管轄の舍人に就て直接に殿下政所へ訴へてゐると言ふことも、此訴狀の提出者を以て庄の番頭なりとは言ひ難く、京番頭なりと言ふべき有力な理由となる。既に述べたやうに舍人々數帳には政所から舍人催促の下文を受けて之に責任を有した京番頭を載せるのが自然であると言ふことも固より此推定を助ける。かやうにして貞包が大番の京番頭であつたとすると、かの表に見える他の十一人も愈々以て京番頭であつたことになる。(二三ノ一)

大番舍人の中には大番の事を行ふ京番頭から直接に召集された者もあると思はれるから、大番領の全部とは言へないとしても、或庄園にありては庄の番頭に命じて舍人を出さしめただらうと思ふが、庄の番頭には誰を以て任用したか。東大寺領伊賀國黒田庄では、古老の百姓から適才(器量之者)を選

んで、之を番頭に任ずると言ふ慣例であつたが、適才の番頭が古老の百姓の中から得にくくなり、承久二年からは下司をして之を選任せしむることにした(二四)。之は番頭選任の一例である。番頭と百姓との關係は如何にあつたか。高野山領相賀庄を見ると、番頭は庄の公文から催促をうけて、番内の百姓から諸課を徴することを職務にしてゐたことが明かである(二五)。所が此權限を濫用するので、南北朝時代からは、番頭をして起請文を書かして、百姓に對して煩累を及ぼさぬし、免家に對して公事をかけるやうな不法行爲をやらぬし、凡て慣例を守つて非法を行はぬと言ふ誓約をなさしめたる高野山領神野庄の如き例もある(二六)。番頭はかくの如く諸課の徴收を以て職務としてゐたから、庄園の雜掌と地頭との間に年貢公事夫役等に關する非法に就て訴訟があるやうな場合には、番頭が證人に立つことがあつた。例へば松尾社領丹波國雀部庄に、十二の番を設け従つて十二番頭の組織ありしことは既に之を一言したが、此庄に於ける雜掌と地頭との諍論に關する嘉禎四年十月十九日の六波羅下知狀(二七)を見ると、十二番頭が證人に喚問せられて、先例や事實に就て幕府の裁判官の訊問をうけてゐる状態が面白く見出される。なほ番頭には番頭給と言ふ給田畠がありたる實例は、高野山領相賀南庄や、同じく近木庄、鞆淵庄、それから東寺領大山庄などで見受けられる(二八)。これは一般に同様の慣例があつたであらう。そして相賀南庄では寺命に従はない番頭からは、給田を沒收すると言ふ如き制裁を設けるやうになつたりした(二九)。大番領の庄園の番頭に關しても京番頭に關しても、之に類する史料が

ないから、右の如き些少な知見によつて想像を逞うするの外はない次第である。(三〇)

註

- (一) 西田直二郎氏、兵籠記に就て、史林第一卷三號。
- (二) 兵籠記保元元年七月廿三日條、今日御庄園奉行人多改定、被仰新沙汰人了、下官成賜政所下文了、とあり。
- (三) 醍醐寺雜事記、頁二六七。
- (三ノ一) 原本には國を三行にしてあるが、此處には紙面の都合上一行とした。
- (四) 京都府史蹟名勝天然記念物調査報告第十一冊、第一知足院と保元の亂遺蹟參照。
- (五) 玉葉卷四十二、元曆二年九月廿五日條。
- (六) 近衛家所領目錄には、河内の庄園としては僅に坂門牧、河内位田の二つを載するのみである。畿内の他の國に比して大に少い。
- (七) 執政所鈔、四月御神祭事、八月御所宛事(續群書類從拾ノ四五八、四六七、改定史籍集覽廿七ノ一六六、一七八)の條に攝津國より主殿所舍人をとりしこと見ゆ。従つて大番舍人は攝津國よりはそれだけ少くなる道理である。和泉國は小國であり結局近江國には領地も多いので大番舍人も最も多く近江國から出した。
- (八) 近衛家所領の由緒については、近衛家所領目錄の終に系統表あり。
- (九) 中右記元永二年三月廿五日、同廿六日條。
- (一〇) 兵籠記保元元年七月十七日、十九日條。
- (一一) 右同書同年同月廿日條。

(一二) 田代文書嘉曆二年十二月十二日六波羅下知狀に、高陽院大番領雜掌頼直は、近衛前關自家の御教書を得て、田代又次郎基綱の不法を武家に訴へたりと見ゆ。之は文保元年六月に右の頼直が此訴訟をなす爲に御舉狀を乞ひたる文書が田代文書に残

れるは近衛關自家に乞ひたることを語る者である。庄園の訴訟が幕府に提起さるゝが爲には、本所の舉狀を必要とせしことは、貞永式目第六條參照。

(一三) 兵範記保元元年七月廿日條に、自入道殿(忠實)被渡獻(忠通)御庄領目錄、本御處分近年變改所々并高陽院御庄々都及百余所、と言ふ文ありて高陽院領を氏長者傳來所領と區別せるは、一度皇后領となりたる爲に特殊の關係にあつたのであらう。

(一四) 兵範記仁平二年八月廿八日條、史料通覽本卷一、頁一四四。

(一五) 年預下家司に就ては、執政所鈔四月吉田祭事の條に、攝津國主殿所舍人等同之、件主殿所舍人等、以年預下家司下文、給京番頭等、雖有千萬雜事、他下家司不能沙汰、仍不分明歟とあり。年預下家司を他下家司と對立せしめた故、年預の下家司なるを知る。

(一六) 前註引用の中にもあるやうに、攝津國主殿所舍人をして、毎年の吉田祭の爲に鮮物を進めしめるのには、京番頭に下命したとある。之によると番頭が京に居た者と思はれる。大番三ヶ國の大番舍人を召すに就て番頭に下命したとすると、其番頭は同じく京番頭なりしや。執政所鈔では之れ亦京番頭と解するのが適當であり、加之、平治元年の人数帳斷文に見ゆる人名の解釋も亦京番頭が表の上に現はれた者と解せざるを得ない。併し本所政所からの下文は先づ京番頭に下るのであつても、庄に於ても番頭制度があつて舍人を上番せしむるに就て庄の番頭が責を有したこもあつたであらう。京番頭の名稱は庄番頭に對立した者であるかと考へる。

(一七) 續群書類從三十一輯下頁七八。

(一八) 續群書類從三十一輯頁七七〇。

(一九) 田代文書、文曆二年二月日攝政左大臣家政所下文は和泉國大鳥郷大番保司舍人等に宛てらる。

(二〇) 不參の説明の中國清十六人中の不參二人に就て、忠助申とあるは忠助は人名であり、其左の院勢とあるも人名で院勢申の意であらう。又禁國とあるは近江國である。封戸の禁國の一つであつた。

(二〇) 東文書八、嘉禎四年十月十九日六波羅下知狀。

(二〇ノ一) 高野山文書七ノ頁一一八、建長六年荒河庄供料相折帳。

(二〇ノ二) 右同文書四ノ頁一五七、正長二年八月鞆淵庄大檢注分田總目錄、番頭給十二人分。

(二一) 同文書六ノ頁五七四、應永廿七年近木庄四箇番置目錄。田數は本田及び加作田を入れた總田數を上ると、上番五十八町餘
神前番約五十町、馬郡番約四十町、中番約四十町である。

(二二) 右同文書六ノ頁七、應永十五年十月廿七日志富田帳在家支配帳、番頭は東西二人にて、在家も番頭二字であつた。在家は
惣數六十九。

(二三) 東寺百合文書に四五號。

(二四) 貞包と共に十二の京番頭は高陽院方舍人の京番頭である。そして高陽院の分は恐らく之だけであつたのだらう。

(二五) 東大寺文書一ノ一ノ三五七號ノ七、承久二年六月東大寺下文案。

(二六) 高野山文書四ノ頁二五、九月十二日相賀庄公文請文。

(二七) 右同七ノ頁二二、正應四年九月廿二日神野庄正友名番頭友正起請文。

(二八) 註二〇の下知狀。

(二九) 高野山文書、四ノ頁一四、相賀南庄番頭給、五ノ頁三八六、近木庄番頭田、七ノ頁三〇、三二、三九、五二、五三、六二、

七三、七六、九一、九三、一〇六、一〇八等近木庄番頭給一六ノ五六八、正應五年近木庄惣田數現作田二百十三町九反の内

番頭給二町四反、六ノ五七、五應永廿九年近木庄地頭方百三十二町七反の中番頭給一丁五反公文給四丁五反であつた。同四
ノ頁一五七、鞆淵庄番頭給。東寺百合文書に五五號に番頭免あり。

(三〇) 高野山文書四ノ頁五四八、又續寶簡集二六五。

(三一) 京の大番の番頭に關しては、尙ほ番長と言ふ令制の職員に任用に比較して考ふべき者があるが、其は次項に於ける問題で
ある。